

船舶インシデント調査報告書

令和5年9月1日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年2月12日 10時40分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山下津港 和歌山外防波堤仮設灯台から真方位135°830m付近 （概位 北緯34°12.5′ 東経135°08.3′）
インシデントの概要	遊漁船第二住吉丸は、航行中、主機が停止して、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年3月2日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 第二住吉丸、3.1トン 252-20152和歌山、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力220.7kW、回転数 毎分2,600、6気筒、ボア105.9mm、使用燃料軽油、機関製 造年月日不詳、平成7年2月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.1m
インシデントの経過等	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客1人を乗せ、和歌山市和歌山本港沖南防波堤から帰航中、主機が停止した。 船長は、主機の始動を試みたが始動できなかったため、運航不能と判断し、118番通報して救助を要請した。 本船は、来援した巡視艇により和歌山下津港所在の棧橋にえい航された。 機関整備業者は、本インシデント後に本船の主機を点検した結果、燃料油タンク底部に溜まったスラッジ（以下「本件スラッジ」という。）が燃料油管に吸い込まれ、燃料油こし器手前の曲がり部で詰まって、主機に燃料油の供給ができなくなっていたことを確認した。 船長は、平成19年1月ごろに本船を中古で購入して以降、燃料油タンク内の清掃を行ったことがなかった。 本船は、船長の依頼を受けた機関整備業者により燃料油タンク内の清掃及び燃料油管の交換等が行われ、主機が問題なく始動した。
分析	本船は、船長が平成19年1月に中古で購入して以降、燃料油タンクの清掃が行われていない状態で、航行中、本件スラッジが燃料油管に吸い込まれ、同管の曲がり部で詰まったことから、燃料油が供給さ

	れず、主機が停止して始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、平成１９年１月に本船を中古で購入して以降、燃料油タンクの清掃が行われていない状態で、航行中、本件スラッジが燃料油管に吸い込まれ、同管の曲がり部で詰まったため、燃料油が供給されず、主機が停止し、始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶の所有者は、定期的に燃料油タンク内部の点検を行い、ゴミ等が認められた場合には取り除くこと。